

DID/VC共創コンソーシアム

【金融庁FinTech実証実験ハブ結果報告】

犯収法に基づく本人確認にVCを用いる実証実験

2026年3月

世界が進むチカラになる。



目次

1. 本人確認分科会について
2. 実証実験のエグゼクティブサマリー
3. 当初スキームについて
4. 最終スキームについて
5. 今後の展望

Appendix.

- 用語集

1.本人確認分科会について

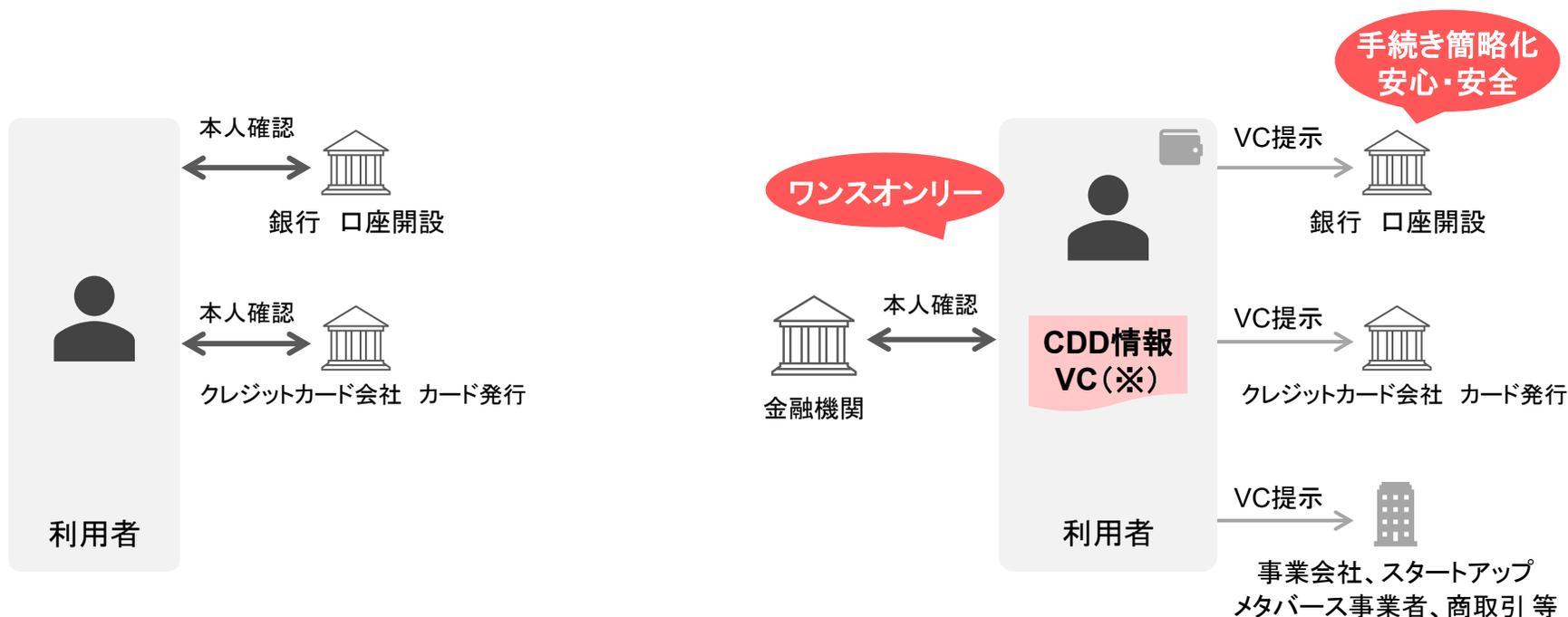
本人確認分科会設立時の狙い

金融機関による本人確認の結果を活用し、ユーザーと事業者双方のKYCコストを最小化
相互運用性を確立させ、受手の金融機関(Verifier)と、送手の金融機関(Issuer)の情報連携仕様を標準化
VCを用いた犯収法上利用可能な本人確認のスキーム(本報告書ではVCスキームとする)の確立を企図

何回も本人確認が必要



新しい本人確認



※本人確認を含む顧客管理(Customer Due Diligence, CDD)結果を記録したVC

実証実験の体制、役割

DID/VC共創コンソーシアムの参加企業を中心に体制構築し、実証実験を実施した



※企業名の詳細は、プレスリリースの別紙をご参照ください

DID/VC共創コンソーシアム

DVCC | Decentralized Identifier / Verifiable Credential Co-creation Consortium

分類		企業名(敬称略) ※25/3時点	役割	
実機検証	Issuer	銀行	みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJフィナンシャル・グループ	実機で実用性と有用性を検証
		eKYCベンダー	TOPPANエッジ、NTTデータ	基盤開発・提供
		VC発行基盤	大日本印刷、DataGateway、TOPPAN デジタル	
	Holder	銀行	常陽銀行、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJフィナンシャル・グループ	実機で実用性と有用性を検証 ※ユーザーは銀行で代替
		Wallet	Keychain、大日本印刷、DataGateway	基盤開発・提供
		顔認証	日本電気	顔認証技術、および顔認証を活用したVCの提供
	Verifier	銀行	山陰合同銀行、静岡銀行、常陽銀行、ふくおかフィナンシャルグループ、三菱UFJ信託銀行、りそなホールディングス	実機で実用性と有用性を検証
		住宅ローン	日本住宅ローン	基盤開発・提供
		VC検証基盤	DataGateway、TOPPANデジタル	
	共通基盤	銀行	三菱UFJ信託銀行	実機で実用性と有用性を検証
基盤		TOPPANデジタル	基盤開発・提供	
机上検証	金融機関	本人確認分科会の参加企業	主に犯収法上の法的論点整理	
	リーガルカウンセル	アンダーソン・毛利・友常法律事務所		
	ベンダー	本人確認WGの参加企業		
	技術アドバイザー	NATコンサルティング 代表 崎村夏彦氏	主にITリスクの論点整理	

2. 実証実験のエグゼクティブサマリー

実証実験のエグゼクティブサマリー

本資料の目的

DID/VC共創コンソーシアムで検討していた、金融庁の「FinTech実証実験ハブ」第9号案件*1について、検証ポイントと結果の概要をまとめたもの

実証実験

当初スキーム

- 実機開発を伴うPoCにて、VCスキームの技術的実現性とスキームの有用性の検証
- 犯収法施行規則6条1項1号ト(1)(令和7年3月時点)の方式のうちICチップを用いたもの(以下旧ト方式)として利用するための法的論点を整理

最終スキーム

- VCスキームを犯収法施行規則6条1項1号ワ(令和8年3月時点)(以下ワ方式)としての利用可否について、机上で法的論点を整理

検証ポイント

検証結果概要

- 複数のベンダーによるシステム相互運用性も含めた技術的実現性を確認
- VCを活用した本人確認におけるUI/UXを検証し、ユーザ利便性に繋がる有用性を確認
- 旧ト方式としては利用できないことを関係省庁に確認

- VCそのものをワ方式の電子証明書として利用することはできないことを関係省庁に確認
 - X.509の電子証明書をVC形式で受け渡すことは、一定の条件下においてワ方式として利用可能であることを関係省庁に確認
- ※関係省庁に確認した法令解釈の詳細は、金融庁HPの対外公表結果をご参照ください*

*1:ご参考:[「FinTech実証実験ハブ」支援決定案件の実験結果について](#) 令和8年3月13日

3.当初スキームについて

当初スキームについて(概要)

■ 当初スキームの検証の主な目的:

- ・ 民間企業が提供するWalletを用いた本人確認の実現可能性を検証すること
- ・ 特に、①技術的な相互運用性、②法令・セキュリティ要件、③ユーザー体験の3つの観点から評価

■ 検証結果:

計811のシナリオを検証し、目的達成を阻害するクリティカルな事象が発生しなかったことを確認

目的	検証シナリオ例	検証結果
①技術的な相互運用性	VC発行システム3社、Wallet3社、VC検証システム2社の組み合わせで、VC発行～VP検証までのテストを実施	国際標準規格に各社準拠し、参照規格等もすり合わせることにより、異なる基盤同士であってもVCの授受および検証ができることを確認
②法令・セキュリティ要件	OS標準搭載の生体認証/知識認証やJPKI等を組み合わせたセキュリティ対策を、VCの発行～VP提示のプロセスに組み込めることを確認	多要素認証をVCの発行・提示のプロセスの中に組み込み、不正利用を防止できることを確認 一方で、犯収法の要件は満たさないことを確認
③ユーザー体験	ダミー環境で用意した、オンライン口座開設画面を用いて、VP提示により口座開設に必要な身元特定情報等を提示することができることを確認	理論上のフローを実行できることは確認できたが、実運用に向けてはユーザー操作性や離脱率を抑止するUI/UXの向上が必要であることを確認

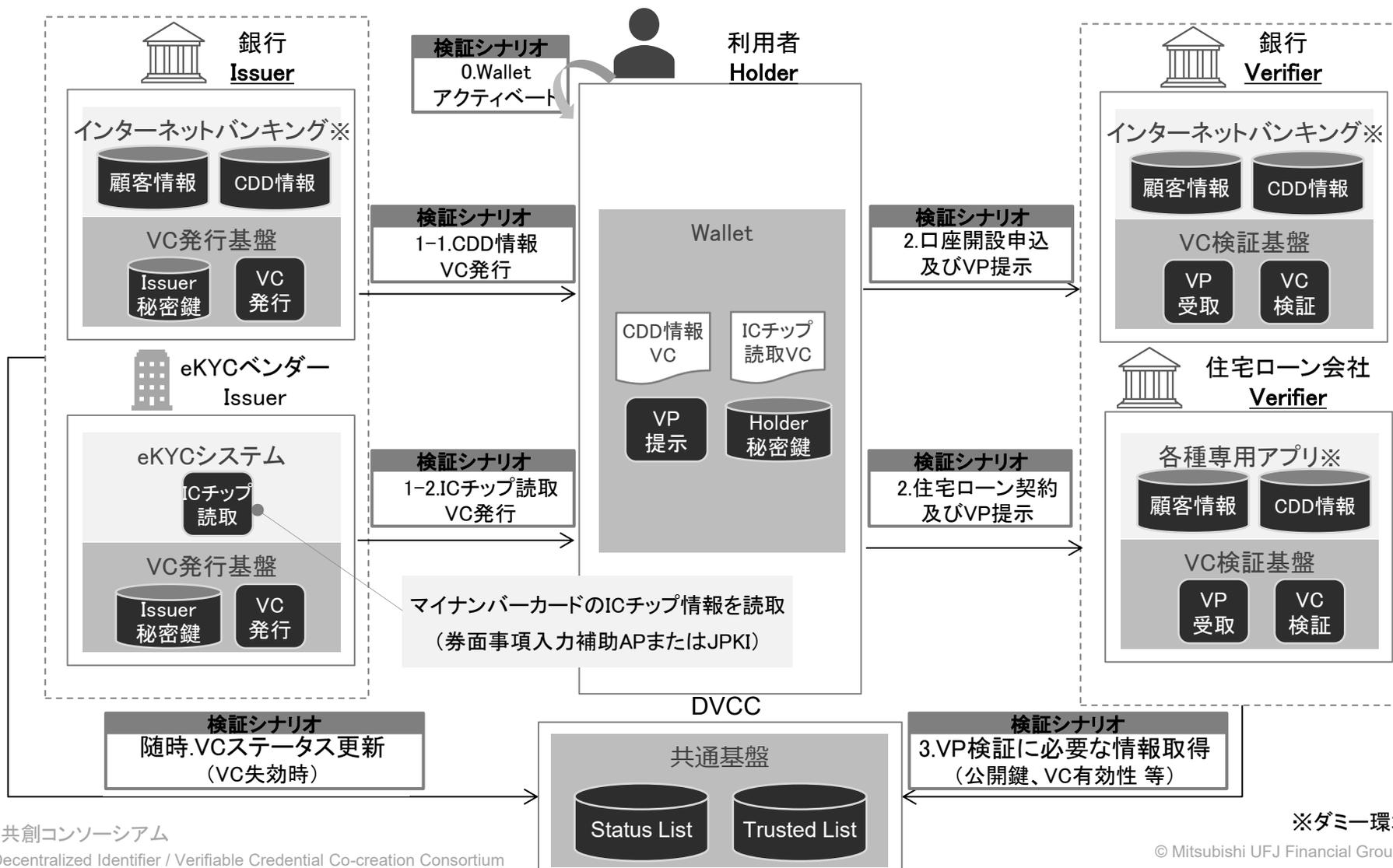
■ 明らかになったスキーム上の課題:

犯収法上の本人確認方法(旧ト方式)を満たさないとの見解を受領、本スキームに実現性がないことが判明
実装上の仕様について詳細な擦り合わせやVC提示時のWalletの本人認証強化、UI・UX向上(ユーザーでもわかるような画面表示にする、特に各基盤間を跨ぐ画面遷移等)が挙げられるため、継続検討が必要と認識

当初スキームのシステム構成図と検証シナリオ (1/2)

凡例  鍵管理モジュール or データストア
  機能

VC発行・検証基盤とWallet、共通基盤を中心に、VC発行から検証までの一連のフローを実機検証実施



当初スキームのシステム構成図と検証シナリオ(2/2)

VC発行・検証フロー		概要
0	Walletアクティベート	Walletをインストールし、Holderキーペアおよび分散型識別子(DIDs)を生成する
1	VC発行	Issuerとなる銀行とeKYCベンダーが、CDD情報とマイナンバーカード(ICチップ情報)の読み取り結果をもとに、それぞれVCとして発行する
	1-1 CDD情報VC発行	<ul style="list-style-type: none"> Holderとなるユーザー本人がVC発行手続きを開始する 銀行のインターネットバンキングで本人認証後、CDD情報がVCとして発行され、ユーザーのWalletアプリへ格納される
	1-2 ICチップ読取VC発行	<ul style="list-style-type: none"> Holderとなるユーザー本人がVC発行手続きを開始する eKYCベンダーが提供する専用アプリにて、マイナンバーカードの所持確認と暗証番号入力による本人認証を実施し、マイナンバーカードのICチップ情報(JPKI APもしくは券面入力補助APを利用)を読み取る 読み取られた最新の基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)を含む情報がVCとして発行され、ユーザーのWalletへ格納される
2	VP提示	Verifierとなる銀行や住宅ローン会社が口座開設や住宅ローン契約の取引時確認を実施する際に、ユーザー本人がVCを銀行等にVP提示をする(CDD情報VCとICチップ読取VCをまとめて提示する)
3	検証	他の銀行等は、受領したVCに付帯された電子署名の検証後、VCの有効性やIssuerの適格性を共通基盤に対し照会の上検証し、VCのスキーマに記載された本人特定情報を取得する
	Holder Bindingの検証	Holderによる電子署名や、nonce値の検証やHolderとVCの紐づきを確認し、なりすましがいないことを確認する
	Issuer署名の検証	IssuerがVCに対して行った電子署名を検証する
	VCの有効性検証	<ul style="list-style-type: none"> 共通基盤提供者のStatus Listにて、VCが失効していないかを確認する 失効事由はStatus ListへVCの有効性を確認する際に応答する仕組みをを実装した。 実際の失効事由としては実務で必要と思われる「氏名・住所等の変更」「死亡」「口座凍結」等を検討した。
	Issuer適格性の検証	ダミーとして作成したTrusted Listへの照会によりVC発行主体として実在し、信頼できるIssuerであるか等を確認するプロセスを検証した。

対象規格

国際的な議論も考慮の上、ルール整備分科会会員で協議の上、各観点における技術規格を選定

分類	#	項目	実機実証における採用規格	対象規格を参照するシステム				
				Issuer VC発行基盤	Wallet	Verifier VC検証基盤	共通基盤 Status List	共通基盤 Trusted List
VC	1	署名アルゴリズム	ECDSA	○ 発行		○ 検証		
	2	データフォーマット	SD-JWT	○ 発行	○ 提示	○ 検証		
	3	有効・非有効の管理	W3C Bitstring Status List v1.0 ^{*注1}	○ 発行		○ 検証	○ 更新	
	4	提示の Protokol	OpenID for Verifiable Credential Issuance ※First Implementer's draft (draft 13) ^{*注2}	○ 発行	○ 依頼・受領			
	5	検証の Protokol	OpenID for Verifiable Presentations ※Second Implementer's draft (draft 18) ^{*注3}		○ 提示	○ 依頼・受領		
Holder 識別子	6	識別子表現形式	did:key、did:jwk	○ 鍵検索	○ 署名	○ 鍵検索		
	7	署名アルゴリズム	ECDSA	○ 署名検証	○ 署名・提示	○ 署名検証		
	8	鍵証明の Protokol	Issuerへの証明 : 鍵証明jwt	○ 署名検証	○ 署名・提示			
	9	(同上)	Verifierへの証明 : Key Binding JWT、SIOPv2		○ 署名・提示	○ 署名検証		
Issuer 信頼性	10	識別子表現形式	URI(署名は、公開鍵暗号方式を利用)	○ 署名		○ 鍵検索		
	11	署名アルゴリズム	ECDSA	○ 署名		○ 検証		
	12	Issuerの実在性検証	vLEIの検証					○ 検証
	13	(同上)	GLIEFへのAPI参照 ^{*注4}			○ 参照		
	14	Issuerの適格性検証	Trusted Listを参照 ^{*注5}			○ 参照		○ 更新

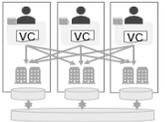
*注1、*注2、*注3: 実機実証設計時点での安定版を選定

*注4: ユースケース特性を鑑み、FATFの推奨識別子であるLEIを採用

*注5: 実機実証設計時点では標準規格が無かったため、参加各社にて個別実装

当初スキームの実施結果

技術的な相互運用性と本人確認・セキュリティ要件、ユーザー体験は、実現性を概ね確認できた。
一方、犯収法上の本人確認方法(旧ト方式)を満たさない(※)との見解を受領

テーマ	検証結果の総括
<p>1</p> <p>技術的な相互運用性</p> 	<ul style="list-style-type: none">■ 実証参加企業にて採用する技術規格および各規格における設定ルールを定めることで、個社間での調整を必要とせず、VC発行基盤/Wallet/VC検証基盤の複数の組み合わせにおいて、VCの発行・提示・検証が行えることを確認できた■ また、実機実証に向けて、上記設定ルールを取り決める中で、システムの基盤提供者間でルール整備が必要な粒度についての示唆も得られた
<p>2</p> <p>セキュリティ要件</p> 	<ul style="list-style-type: none">■ OS標準搭載の生体認証/知識認証やJPKI等の組み合わせにより、高水準の本人認証の実現を確認■ VC提示時におけるWalletの本人認証水準は、実用化に向けて継続検討が必要であることが分かった。継続検討のテーマとして、外部の公的なトラストアンカーに基づく生体情報と突合確認した上で追加取得した生体情報を記録したVCによる生体認証、Wallet事業者のガバナンス整備があげられた
<p>3</p> <p>ユーザー体験</p> 	<ul style="list-style-type: none">■ 2種類のVC発行から、口座開設時(住宅ローン申込時)のVP提示までの一連のフローが、実際の業務フローに組み込めることを概ね確認できた■ 一方で、複数システムを跨ること、既存の情報連携・同意の体験から大きく異なること、を踏まえ、ユーザーが現在何を行っているのかの理解を促す措置が必要であり、検討の進め方として、単一システムで完結せず、本会にて共同で一連の操作を最適化する必要があると認識した<ul style="list-style-type: none">➢ VC発行からVP提示までに、複数のブラウザやアプリの画面遷移等が多く、現在どの操作をしているか迷う➢ VC固有のシステム上の表現や英語表記等が多く、VCに記載された情報の中身等が直観的にわかりづらい■ マイナンバーカードで取得できる基本4情報以外に、CDD情報をVCデータ項目として提示できることで、ユーザー(Holder)とVerifierの利便性がさらに向上する可能性が示唆された

(※)ICチップ読取VCは発行時と提示時において時間的な空白が存在し、VCの提示時点におけるHolderの実在性を担保できないことから、旧ト方式には適合しない旨、関係省庁より回答があった。

4.最終スキームについて

最終スキームについて(概要)

■ 最終スキームの主な目的:

- 当初検証の中で、検討していたVCスキームが旧ト方式に適合しないことが明らかとなったため、犯収法で利用可能な別のVCスキームの確立を目指し、追加で検討を行った。

■ 検証結果:

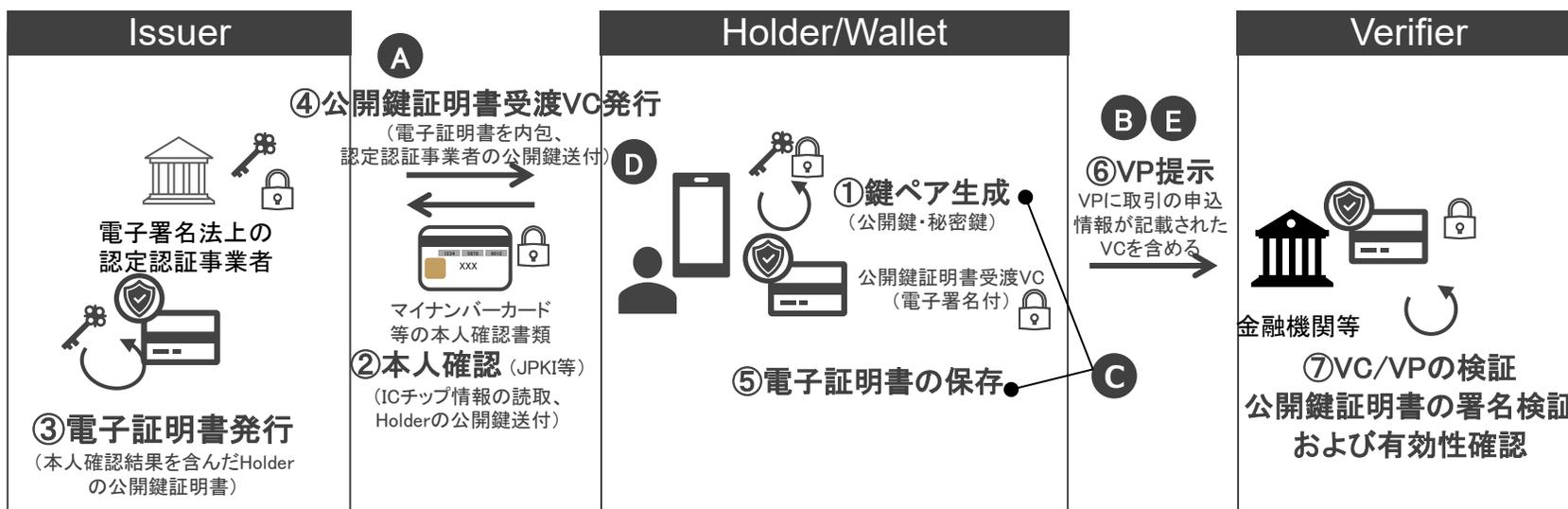
- ワ方式として一定の条件の元で利用可能であることを確認した

検討した根拠法	検討したスキーム	検証結果
①犯収法施行規則6条1項1号ワ	電子署名法4条1項の認定を受けた者が公開鍵証明書をVC形式で発行し、特定取引の申込書類と合わせて提示するスキーム	関係省庁に確認し、以下の理由から本実証実験内で結論を出すことが難しい旨の回答を受領 • VCを電子署名法における電子証明書とみなすことができるかについては慎重な検討が必要
②犯収法施行規則6条1項1号ワ	電子署名法4条1項の認定を受けた者がX.509証明書形式で発行する公開鍵証明書をVCに埋め込み、VCを署名付データと位置付けて、特定取引の申込書類と合わせて提示し、受領した特定事業者はVCからX.509証明書を取り出して、署名検証を行うスキーム	関係省庁に確認し、以下の条件の元で犯収法上利用可能である旨の回答を受領 • 本スキームを利用する場合の責任主体はVerifierとなる金融機関であり、当該金融機関が適切なりスク評価や、外部委託先の評価を行った上で利用すること • 本スキームを利用する場合は、VCそのものではなく、VCに含まれているX.509証明書を検証して本人確認をすること

最終スキームの概念図



電子署名法4条1項の認定を受けた事業者により発行される電子証明書をVCを用いて授受するもの
当初スキームが法令適合性を満たさないことが明らかとなったため、ワ方式に沿うようスキームを組みなおしたもの(当初スキームで検討していたCDD情報VCおよびICチップ読取VCは使用しない)



留意点

- ✓ 本スキームを使用する場合は、VCの提示を受ける金融機関がスキームのリスクを特定・評価の上、リスク低減策を実施し、金融機関自らの判断で利用することが求められる ※AからEの詳細は、次項を参照
- ✓ 金融機関における外部委託先管理や、受け入れるシステムの適切なリスク評価の実施のために、システム構成やリスクの内容、リスク低減策への正確な理解が求められる

想定リスクとリスク低減対応のイメージ

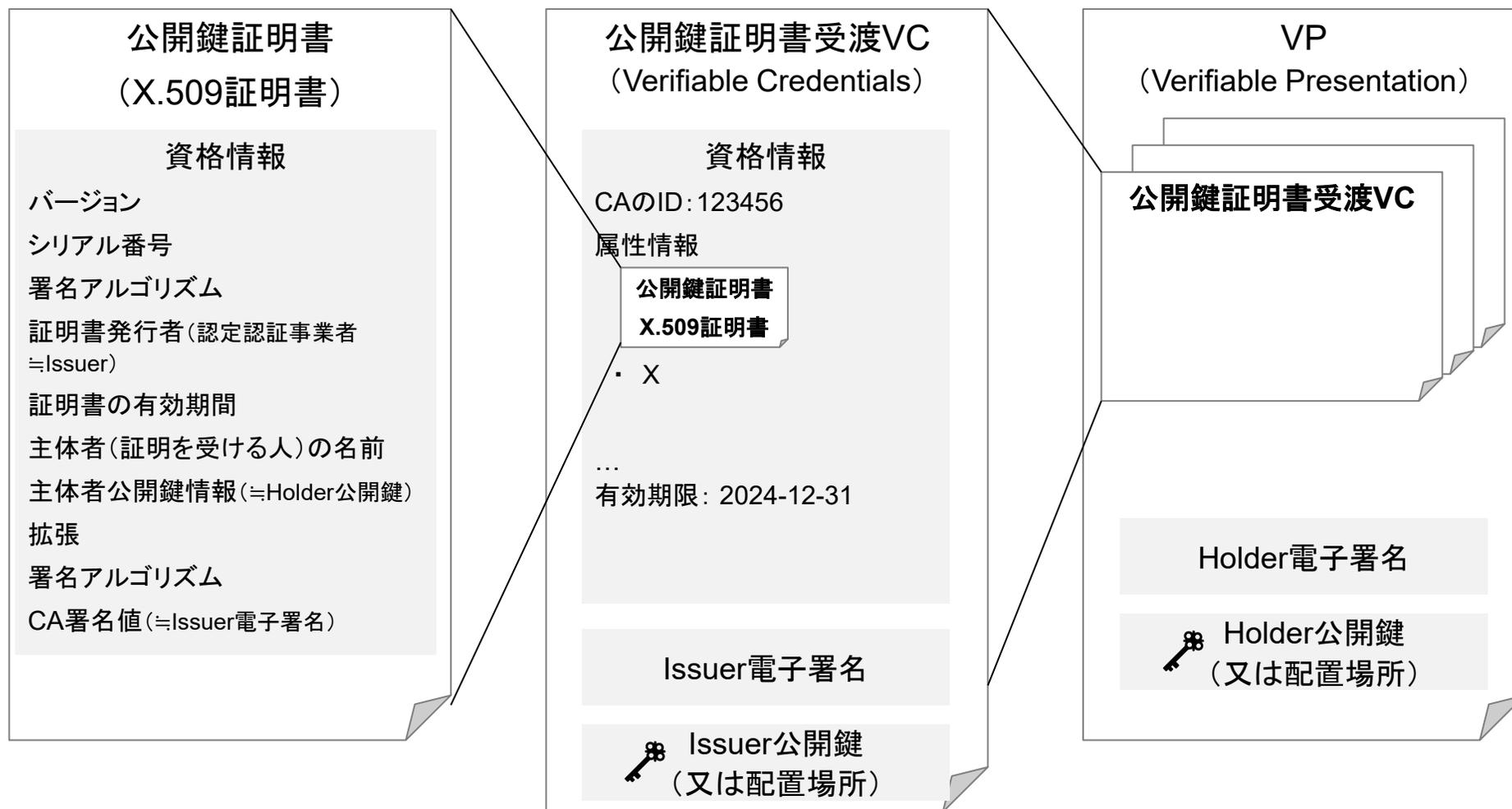
最終スキームでは、HolderとIssuer又はVerifierとの間における電子証明書の授受および、Holderでの秘密鍵・電子証明書の保管に関する想定リスクが存在

- 標準技術規格への準拠、および金融機関の業務運用によるリスク低減策が考えられる
- Verifierとなる金融機関自らが不正利用リスクの責任主体として、Wallet等のリスクを特定・評価が必要
- 想定リスクに対し、各金融機関のリスク許容度の範囲内に低減する対応として、以下の対策案をコンソーシアム内で検討

想定リスク	リスク低減の対応(イメージ)	規格準拠	業務運用
A VC発行時における 中間者攻撃	OID4VCI with PKCEに準拠し、VC発行要求、認証情報、認可情報およびVCを認定認証事業者・利用者間で授受	<input type="radio"/>	
B VP提示時における 中間者攻撃	OID4VPに準拠し、提示要求およびVPを、利用者・特定事業者間で授受	<input type="radio"/>	
C HolderのWalletからの 秘密鍵・VCの窃取	Walletの鍵管理モジュールに耐タンパ性のあるSE領域採用秘密鍵の利用時に各金融機関の基準に基づいた当人認証 ※VCについては、検証者となる金融機関が不正利用リスクの責任主体として、Walletのセキュリティを事前に審査し、基準を満たすWalletによる提示のみを受入れる。		<input type="radio"/>
D 第三者による デバイスの不正操作	当人性を確認する技術的措置を付加することによる不正防止 (デバイス認証およびパスキーによるその結果の確認 等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
E スマートフォン売買、 本人協力型不正	不審取引に関する従来の継続的な取引モニタリング、警察庁への連携に加えて、VCの技術的な特徴を活かした生体認証		<input type="radio"/>

【ご参考】最終スキームで取り扱う公開鍵証明書受渡VCのイメージ

VCをデータ流通手段として位置付け、公開鍵証明書の発行や申込書への電子署名は既存法の枠組で実施し、入れ子構造のVCを作成



(参考)VCの技術的な特徴を活かした生体認証のテスト

リスク低減措置として、追加的に、端末売買の抑止を目指す技術的な対応を実証

- マイナンバーカードのICチップに記録される顔写真データを読み込み、セルフィーを撮影して突合確認し同一人物と確認できた場合にセルフィーを元にした顔VCを発行(顔VCに記録される生体情報は他人と紐づかない)
- 以降のVP提示の際に、顔認証を実施し発行されWalletに格納されている顔VCと突合することで、端末に保存されている生体情報を書き換えて端末売買することを防止する措置を検証した

顔VCの発行

01

発行の開始



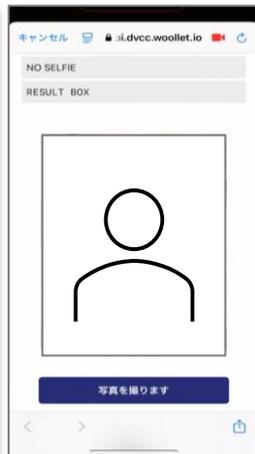
02

マイナンバーカードの顔写真読取



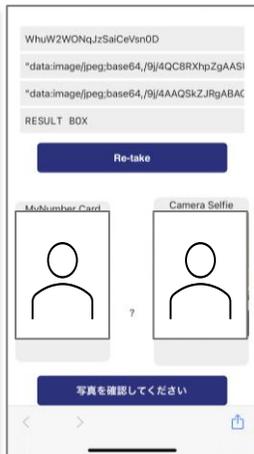
03

セルフィーを撮影



04

02と03の写真を検証の上、発行



顔KYC VCによる Holderの認証

01

VP提示に際してセルフィ撮影



02(正常時)

01の写真が顔KYC VCの顔写真と一致 → 検証OKとなる



02(不正利用時)

01の写真が顔KYC VCの顔写真と不一致 → 検証NGとなる



5. 今後の展望

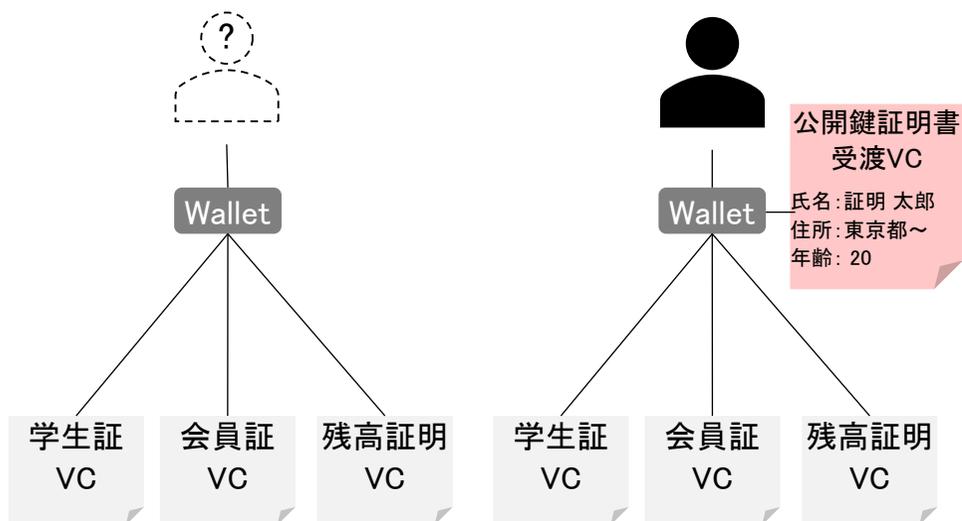
今後の展望

本実証実験で想定したユースケースとは別に、民間事業者としては以下のようなビジネス活用を見込む

01 属性証明の提示者の実在性証明

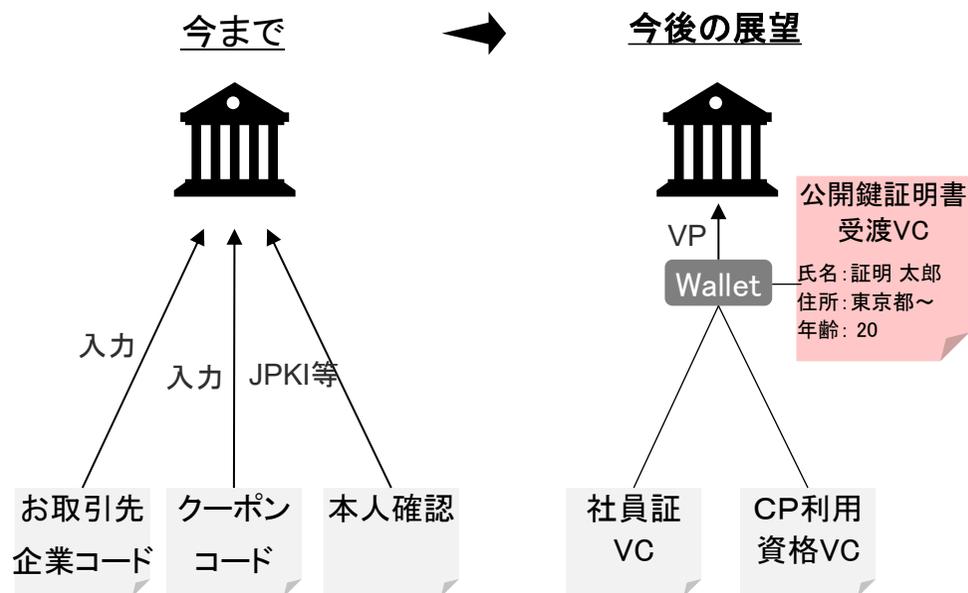
電子署名法上の認定認証事業者がHolderの実在性と署名鍵との紐づきを証明する電子証明書をVC形式で受け渡すことで、幅広い事業者がHolder署名を信頼しやすくなる

公開鍵証明書受渡VCなし → 公開鍵証明書受渡VCあり



02 様々なVCとの組み合わせによる特定取引

VPを利用し、Holderが保有する様々な利用資格証明と犯収法の本人確認手続きを一元的に実施できる顧客UXを提供しやすくなる
(例)お取引先企業様の従業員を対象としたキャンペーン等



Appendix.

本報告書における用語集(共通の用語)

ビジネスアイデア等に係る機微な情報等に配慮した上で、実際の実証実験内容とは一部表現を変更

※概要を示すものであり、専門的な詳細解説は割愛

#	用語	概要
1	VC	Verifiable Credentialsの略。デジタル証明書。検証可能な個人の属性や資格情報。
2	VP	Verifiable Presentationの略。複数のVCを1つにまとめたものであり、利用者が電子署名を実施する。
3	Issuer	VCの発行者。VC発行基盤を利用する。
4	Holder	VCの利用者。スマートフォン等のアプリケーションであるWalletを利用する。
5	Verifier	VCの検証者。特定事業者。VC検証基盤を利用する。

本報告書における用語集(当初スキームに関する用語)

ビジネスアイデア等に係る機微な情報等に配慮した上で、実際の実証実験内容とは一部表現を変更

※概要を示すものであり、専門的な詳細解説は割愛

#	用語	概要
6	ICチップ読取VC	当初スキームにおいて、マイナンバーカードのICチップをJPKI AP もしくは券面入力補助AP を用いて読み取った情報や、運転免許証のICチップを読み取って取得した情報をVC化したもの。
7	CDD情報VC	当初スキームにおいて、金融機関が実施しているCDD(Customer Due Diligence の略、本人確認を含む顧客管理)の情報をVC化したもの。
8	共通基盤	Status ListとTrusted Listが配置されている基盤。共通基盤運営者(本実証実験では三菱UFJ信託銀行株式会社)が運営する。
9	Status List	VCの有効性に関する共通管理基盤。各VCの有効性が照会できる一覧。Status Listの更新はIssuerが行い、照会はVerifierが行う。
10	Trusted List	Issuer等の適格性に関する共通管理基盤。VCを発行するIssuerの適格性が照会できる一覧。Trusted Listの更新は共通基盤運営者が行い、照会はVerifierが行う。
11	旧ト方式	犯収法施行規則6条1項1号ト(1)に規定する本人確認方法のうち、「本人確認書類の画像又はICチップ情報」+「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法(令和7年3月末時点)。

本報告書における用語集(最終スキームに関する用語)

ビジネスアイデア等に係る機微な情報等に配慮した上で、実際の実証実験内容とは一部表現を変更

※概要を示すものであり、専門的な詳細解説は割愛

#	用語	概要
12	公開鍵証明書受渡VC	最終スキームにおいて、認定認証事業者が発行する公開鍵証明書(X.509証明)をVCに内包し、利用者(Holder)と特定事業者(Verifier)との間で授受するためのVC。
13	(電子署名法上の)認定認証事業者	電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)第4条第1項に基づき、主務大臣(内閣総理大臣および法務大臣)の認定を受けて、特定認証業務を行う事業者。
14	公開鍵証明書(X.509証明書)	公開鍵が特定の主体に属するものであることを、認証局(CA)が電子署名により証明する電子証明書。X.509証明書は、公開鍵証明書の国際標準規格であり、電子署名や認証、暗号通信等に広く利用されている。
15	顔VC	マイナンバーカードのICチップに記録された顔写真データと、利用者が撮影したセルフィー画像を突合して当人性を確認した上で発行される、セルフィー画像を含むVC。

ディスクレーマー

本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。

本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

本資料は、「不動産の鑑定評価に関する法律」に基づく鑑定評価書ではありません。

本資料は、特定の有価証券の価値等に関する助言又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言を目的とするものではありません。

本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行株式会社に属します。従いまして、本資料のお取扱いは貴社限りにてお願い申し上げます。



DID/VC共創コンソーシアム